

介護保険事業の関連・周辺事業について

- 健幸のまちづくり
- 地域包括ケアの我が事・丸ごと化

健幸のまちづくり条例について

健幸のまちづくりについて、その基本理念を定め、市民、地域団体、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、市民一人一人が健康で、かつ、生きがいを持ち、豊かな生活を営むことができるまちを創る。

※ 健幸＝「生涯を通じて健康で幸せな生活をすることができる状態」と定義

※ 市民＝「市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する個人」と定義

基本理念

- 健幸とは本人や家族のみならず市民共通の願いであるという認識のもとに進めること。
- 市民一人一人が主体となって、心身の状況に配慮しつつ、健幸づくりに取り組むこと。
- 市民、地域団体、事業者及び市が互いに連携を図り、協力して進めること。

市民・地域団体・事業者・市の役割

- 市民の役割 健幸のまちづくりについての理解と関心を深め、積極的に自らの健幸づくりに努める
- 地域団体の役割 地域団体のそれぞれの特色を生かして健幸に関する活動に積極的に取り組み、健幸のまちづくりに関する施策に協力するよう努める
- 事業者の役割 健幸に関する活動に積極的に取り組み、健幸のまちづくりに関する施策に協力するよう努める
- 市の役割 市民、地域団体及び事業者の健幸づくりへの関心と意欲を高め、市民一人一人が積極的に健幸づくりを実践することができる施策を推進する

協議会

地域団体、事業者、市及びその他の関係者は、健幸のまちづくりを推進するため、共同して、協議会を組織することができる

健幸のまちづくり協議会の設置について（案）

産官学がお互いのノウハウを生かし、連携することで、まち全体で健幸のまちづくりを進めるため、健幸のまちづくり協議会を設置し、健幸づくりに関する事業について協議を行う。

健幸のまちづくり協議会

健幸づくり事業分科会

健幸ポイント事業の実施運営の協議を行うとともに、健幸ポイント事業のあり方、各種健診・検診の事業のあり方について、各企業の組合健保の事業のあり方や健康経営に向けた取組と併せて議論することを通じ、市民の健幸づくりに関する取組の官民協働のあり方について検討する。

健幸リビング・ラボ運営分科会

市民のニーズや市の行政課題に合致した商品・サービスの開発を民間事業者と市民が一体となっていくとともに、ヘルスケア産業の育成を図るため、高石市版健幸リビング・ラボを設置し、その運営について協議を行う。

健幸フェスティバル&高石マルシェ分科会

市の事業として実施してきた健幸フェスティバル&高石マルシェについて、実施主体を協議会に移管した上で、健幸のまちづくり協議会の取組を発信し、普及・啓発する場として位置づけ直し、同事業の運営について協議を行う。

健幸のまちづくり協議会の会員構成について（案）

■正会員 協議会の目的に賛同し、協議会の実施する事業に関わり、又は支援する機関、団体若しくは事業を営む、若しくは営むことを予定している個人として会長の確認を受けた者

■賛助会員 協議会の目的に賛同する機関、団体又は事業を営む、若しくは営むことを予定している個人として会長の確認を受けた者

○ 正会員から役員を選出。正会員にのみ議決権あり。

○ 平成29年度の事業実施状況を踏まえながら、平成30年度以降協議会運営に係る費用（特に健幸リビング・ラボの運営に係る費用）の調達方法について検討
（利用料徴収or会費徴収orその他収益事業の実施）

※ 健幸リビング・ラボについては、ゆくゆくは法人を立ち上げて運営することを検討

○ 各分科会への参加については、会員ごとに選択

○ 事務局は高石市保健福祉部健幸づくり課スマートウェルネス推進室が
地域包括ケア推進課の補佐を得て行う。

○発起人

高石市長、高石商工会議所会頭、一般社団法人 高石市医師会会長、
高石市歯科医師会会長、高石薬剤師会会長、社会福祉法人高石市社会福祉協議会会長、
一般財団法人 高石市保健医療センター理事長

- 健幸づくり事業分科会
→ 健幸ポイントを通じた介護予防の促進
- 健幸リビング・ラボ運営分科会
→ 保険外サービス・生活支援サービスの創出

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごととのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

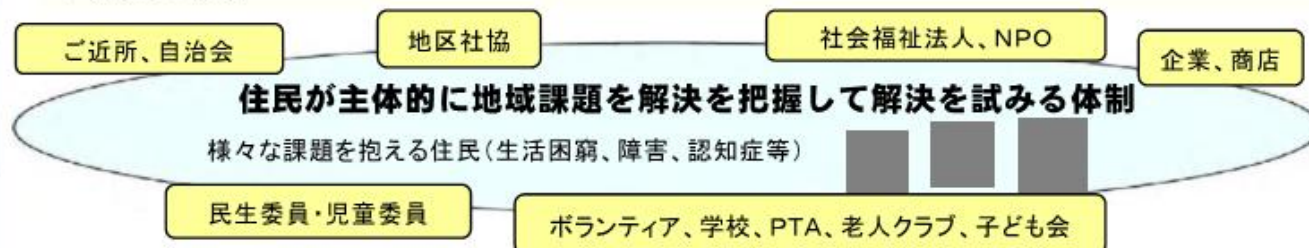
- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

平成29年度予算（案）20億円
実施主体：市町村（100か所程度）

（1）地域力強化推進事業（補助率3/4）（平成29年度～ 新規）

住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援するための事業。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を解決を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ



[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場（※）

※ 地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

ニッポン一億総活躍プラン （H28.6.2閣議決定）

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

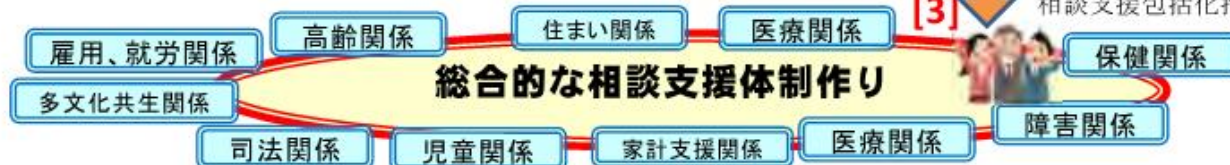
世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

（2）多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する事業。

平成28年度～

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



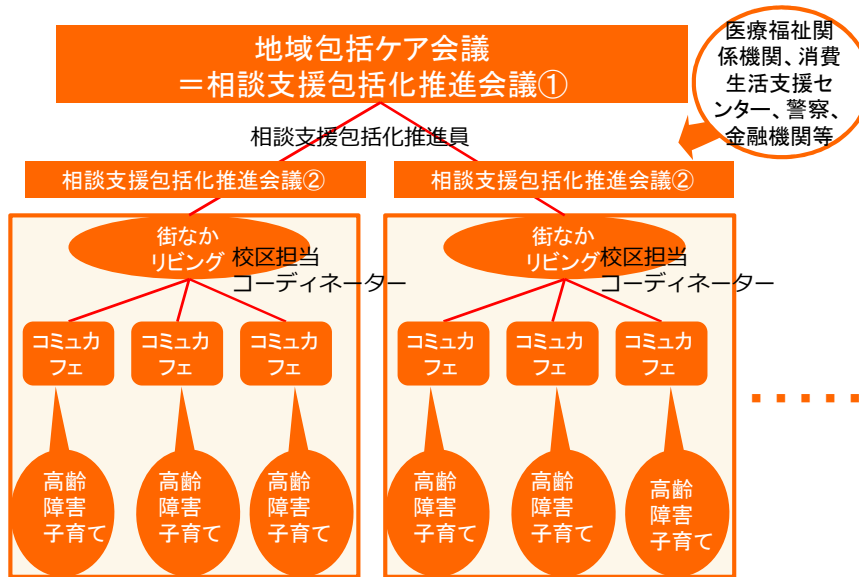
新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

「街なかリビング」の設置について ※厚労省新規補助事業（補助率3/4）

自治会エリアごとに地域の間として定期開催のコミュニティカフェの設立を進めてきたところ。一定数が設立された状況を踏まえ、地域の常設の活動拠点として、「街なかリビング」を設置する。



事業内容

- 常設のよろず相談（地域住民中心で分野に関わらず相談対応）、出張相談
- 地域の課題を知るワークショップの開催
- 「地域SOSカード」の作成
- 多機関でのケース検討、地域課題の議論（相談支援包括化推進会議②）
- 市全体の制度的な議論は地域包括ケア会議（相談支援包括化推進会議①）
- フリースペースでのイベント

支援人員体制

【相談支援包括化推進員】

分野に限らず多機関との連携体制（金融機関、ガス・水道検針員その他の医療・福祉以外の関係機関を含む）を構築する。地域での課題を吸い上げて新たな支援を検討する。

【校区担当コーディネーター】

街なかリビングの立上げ支援・総括調整役。よろず相談、出張相談運営支援
※3～5年後は自主運営組織のみで運営

施設イメージ

